

第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 （案）

令和6年度(2024年度)～20年度(2038年度)



令和5年 月

佐 伯 市

ごみの減量・再資源化に みんなで取り組もう！ ～オーガニックシティを目指そう！～

減量 その1



リサイクル紙^しとる？

～リサイクルできる紙をしっかりと分別しよう！～

燃えるごみの中には、お菓子の箱などリサイクル可能な紙がまだまだ多く含まれています。みんなで「リサイクル紙（し）とる？」を合言葉に、リサイクル可能な紙類をしっかりと分別し、紙リサイクルに取り組みましょう。

減量 その2



「もったいねえ」は、 ごみを減らす合言葉！

～まだ使えるものはごみとせず、
再使用（リユース）しよう！～

「もったいねえ」という言葉には、ものを大切に作る気持ちが込められています。この言葉を合言葉に、まだ使えるものは簡単にごみとして出さずリユースショップを利用するなど、積極的に再使用（リユース）する生活を心がけましょう。

減量 その3



エコな生ごみ処理にチャレンジ

～水分の多い生ごみを自家処理してみよう！～

9割もの水分を含むといわれる「生ごみ」を燃やすことは、水を燃やすようなもので、ごみ処理の燃料費も余計にかかってしまいます。

電気や燃料を使わずに土中の微生物の力で生ごみを分解する「キエーロ」など、家庭で簡単に取り組めるものから「生ごみの自家処理」にチャレンジしましょう。

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的-----	1
2 計画期間-----	1
3 計画の位置付け-----	2

第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理行政の沿革-----	3
2 ごみ処理の流れ-----	4
3 ごみ処理施設の概要-----	6
4 ごみ処理実績	
(1) ごみ排出量の推移-----	7
(2) リサイクル率の推移-----	8
(3) ごみの性状-----	9
(4) 最終処分量の推移-----	10
5 ごみ処理経費の推移-----	11
6 施策評価-----	12
7 課題-----	13

第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針-----	14
2 計画の目標-----	15
3 目標達成のための施策-----	18
4 ごみの分別区分-----	20
5 収集・運搬計画-----	21
6 中間処理計画-----	22
7 最終処分計画-----	23
8 ごみ処理に係るその他の計画-----	24
9 計画の進行管理-----	27

資料編

1 ごみ排出量（将来予測）-----	29
2 ごみ処理量（将来予測）-----	30
3 ごみ排出量（目標値）-----	31
4 ごみ処理量（目標値）-----	32

第1章 計画の概要

1 計画策定の目的

ごみ処理基本計画は、佐伯市（以下、「本市」という。）が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物（ごみ）の適正な処理を行うために策定するものです。

本市では、平成21年3月に第1次となる『佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画』を策定し、進捗状況に応じ同26年度、29年度の2回の見直しの後、令和5年度末でその計画期間を終了しました。

今後、さらなるごみの減量化・資源化を促進し、本市にふさわしい循環型社会の形成を図るため、新たに「第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定するものです。



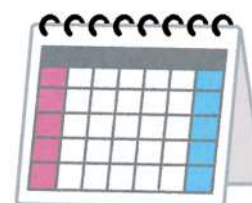
***** 「オーガニックシティ」を目指します *****

上位計画である「さいきオーガニックシティエコプラン（第2次佐伯市環境基本計画）」に基づき、美しい自然と人が共存する持続可能な循環型共生社会を目指していきます。

2 計画期間

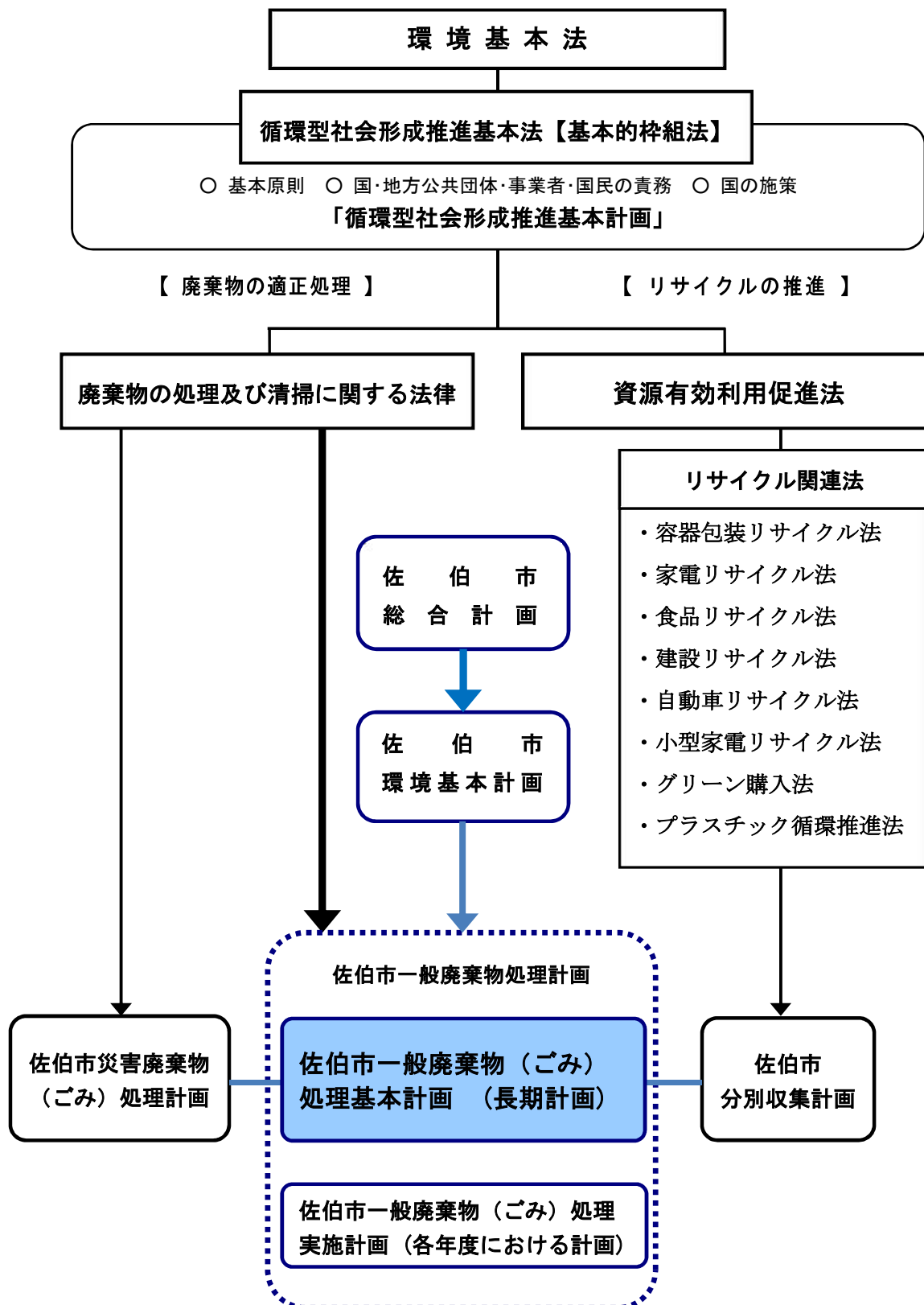
計画の期間は、令和6年度（2024年度）を初年度として、令和20年度（2038年度）までの15年間とします。

本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うこととします。ただし、法令の改正等、廃棄物を取り巻く社会情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、本市における一般廃棄物の処理に関する計画のうち、ごみ処理に関する計画を定めるものであり、一般廃棄物処理計画の長期計画に位置付けられる計画です。



第2章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理行政の沿革

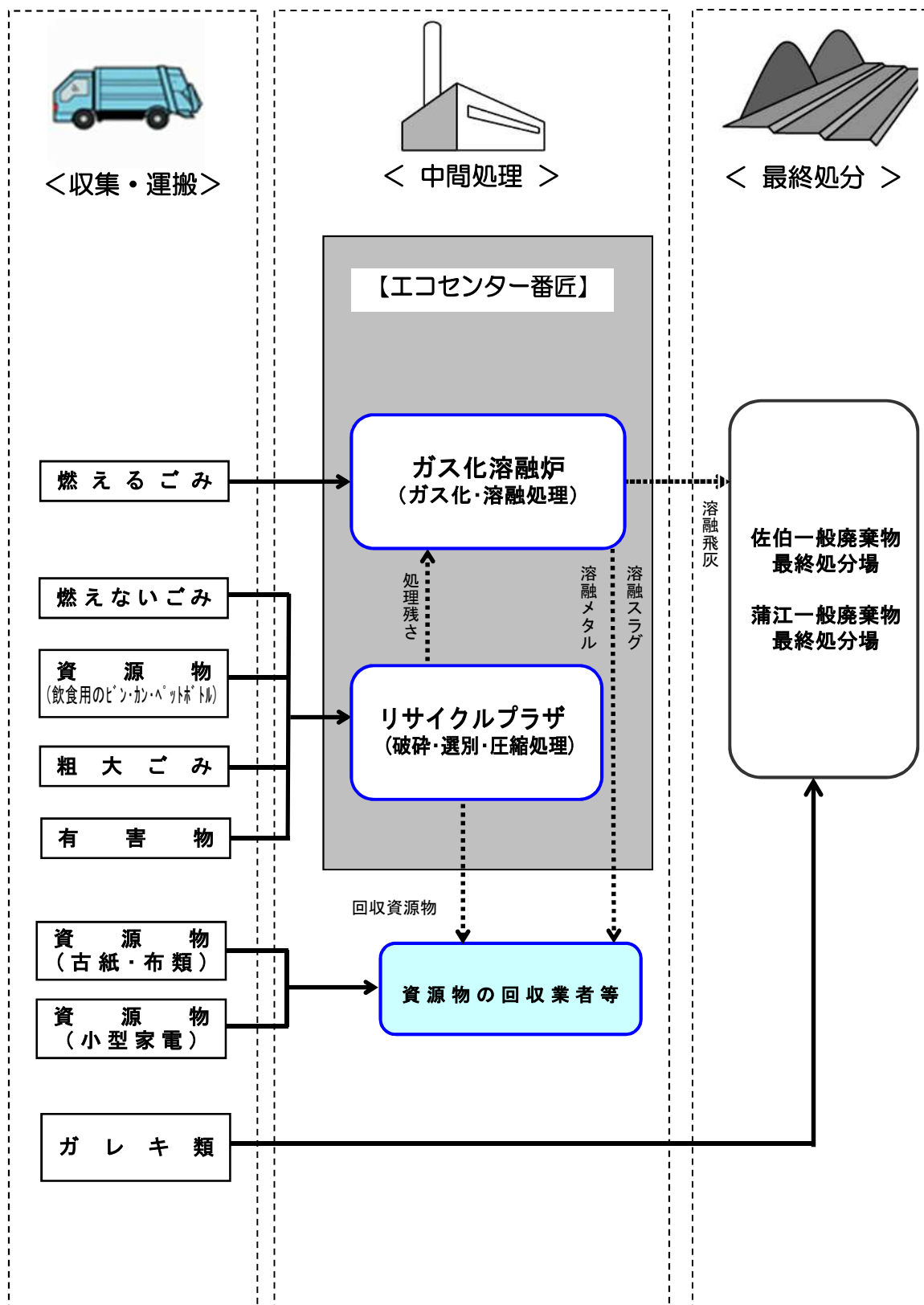
本市におけるごみ処理行政の沿革は、次のとおりです。

年	沿 革	関連法令の公布
昭和 39 年	佐伯市が収集車でのごみ収集を開始	昭和 45 年「廃棄物処理法」公布
昭和 51 年	蒲江町ごみ焼却場竣工(12t/日)	
昭和 53 年	鶴見・米水津清掃センター竣工(8t/日)	
	上浦町清掃センター竣工(5t/日)	
昭和 54 年	宇目町清掃センター竣工(8t/日)	
昭和 55 年	佐伯市清掃センター竣工(80t/日)	
昭和 59 年	佐伯市一般廃棄物最終処分場供用開始	平成 3 年「資源有効利用促進法」公布 平成 5 年「環境基本法」公布
昭和 60 年	蒲江町ごみ焼却場増設(12t/日→20t/日)	
平成 6 年	南郡西部清掃組合 ごみ焼却施設竣工(3.4t/日)	平成 7 年「容器包装リサイクル法」公布
	南郡西部清掃組合 粗大ごみ焼却施設竣工(2.3t/日)	
平成 7 年	蒲江町クリーンセンター〔エコセンター蒲江〕竣工(18t/日)	
平成 8 年	佐伯地域広域市町村圏事務組合内に、ごみ処理施設建設準備室を設置	平成 10 年「家電リサイクル法」公布 平成 11 年「ダイオキシン類対策特別措置法」公布
	佐伯市内の事業系ごみの収集を直営から許可制へ変更	
平成 12 年	新ごみ処理施設(エコセンター番匠)の用地購入契約、建設工事契約を締結し、建設工事に着手	平成 12 年「循環型社会形成推進基本法」 「食品リサイクル法」 「建設リサイクル法」 「グリーン購入法」公布
	蒲江町一般廃棄物最終処分場 供用開始	
平成 13 年	蒲江町一般廃棄物最終処分場 供用開始	平成 14 年「自動車リサイクル法」公布
平成 15 年	佐伯地域広域市町村圏事務組合のごみ処理施設「エコセンター番匠」竣工 (ガス化溶融炉:110t/日、リサイクルプラザ 33t/日)	
	蒲江町を除く市町村のごみをすべてエコセンター番匠で処理するため、それまでの各施設での処理を終了	
	エコセンター番匠の供用開始により、各市町村のごみの分別方法を変更	
	佐伯市内の家庭ごみ定期収集を直営から委託(AB地区)へ変更	
平成 17 年	市町村合併により、「新佐伯市」としてごみ処理を開始 市町村合併により、有料指定ごみ袋制を市全域で統一	平成 21 年「海岸漂着物処理推進法」公布 平成 24 年「小型家電リサイクル法」公布 令和 3 年「プラスチック資源循環法」公布
平成 20 年	家庭ごみ定期収集を市内全域で委託方式に統一 4地域(ABCD 地区)に区分け、委託収集を開始	
	資源ごみ(飲食用のビン・カン)の有料指定ごみ袋制を廃止・無料化し、ビン・カン・ペットボトルの資源ごみ回収を開始	
	蒲江地域の「燃えるごみ」以外のごみをエコセンター番匠に搬送し、リサイクルプラザでの処理を開始	
平成 26 年	資源ごみ(小型家電)の拠点回収を開始	
平成 28 年	エコセンター蒲江での処理を終了(平成 28 年 3 月 31 日) 市内全域の全てのごみの処理をエコセンター番匠に集約	
令和 4 年	ごみ処理手数料の改定に伴う条例改正(修正可決)	
令和 5 年	第 2 次佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 〔令和 5 年 10 月から〕 ・佐伯地域及び上浦地域での粗大ごみ戸別収集の先行試行 〔令和 6 年度から〕 ・粗大ごみ定期収集の廃止及び有害物の収集方法を統一 ・「資源ごみ」を「資源物」、「有害ごみ」を「有害物」に変更 ・手数料の一部改定	

2 ごみ処理の流れ

ごみ処理に関する一連の過程は、ごみの「収集・運搬」から始まり、次に「中間処理」、
「最終処分」となります。

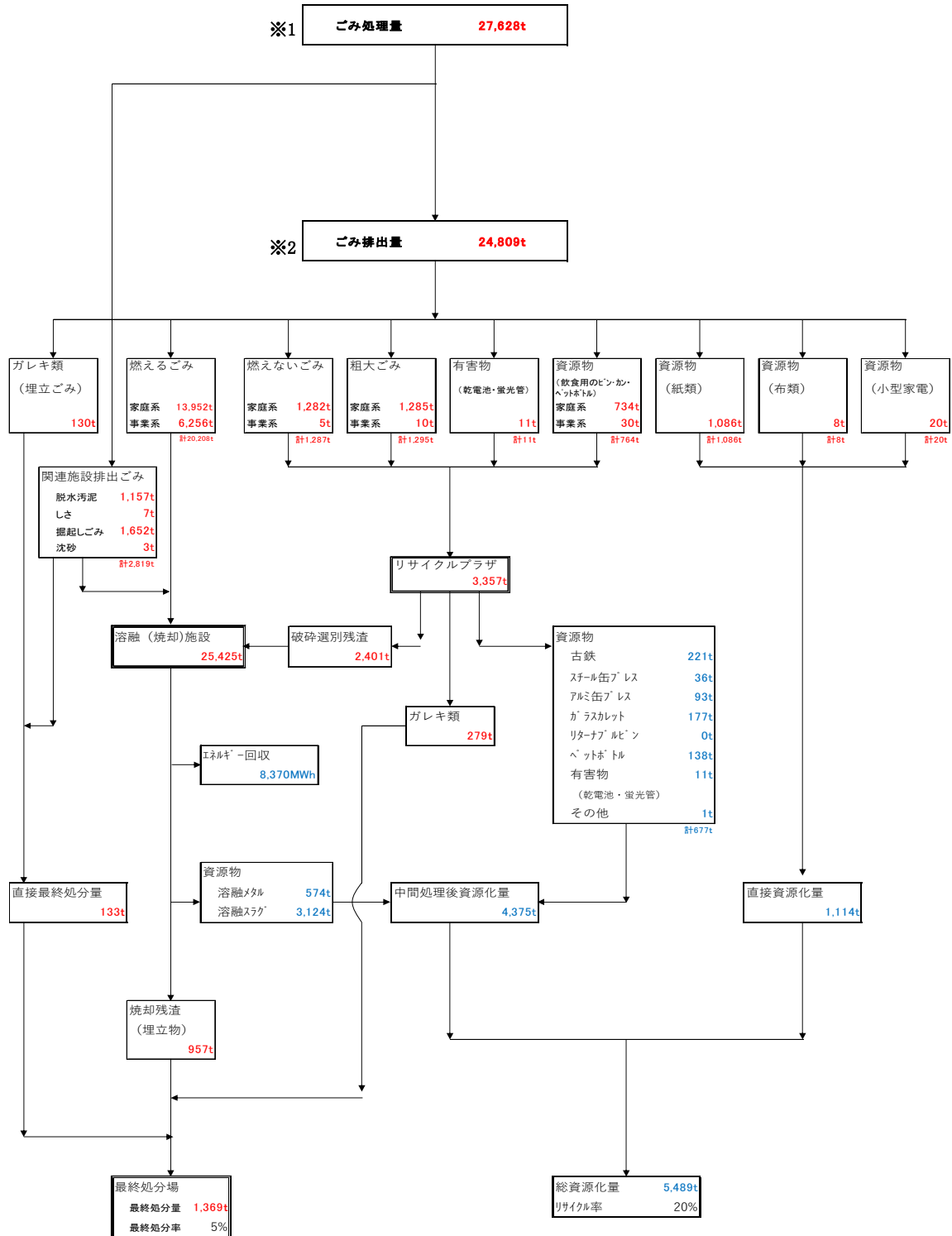
■ ごみ処理体制フロー



■ ごみ処理フロー(令和4年度)

人口 67,422人

人口は令和4年9月末現在



注) 端数処理の関係で、合計欄の数値は、品目毎の合計と一致しません。

- ※1) **ごみ総処理量** : 本市が処理するごみの総量(家庭系ごみ、事業系ごみ、その他のごみの合計)を示します。
- ※2) **ごみ排出量** : 家庭や事業所から排出され、本市が受入るごみの総量を示します。

3 ごみ処理施設の概要

○ 中間処理施設の概要

エコセンター 番匠	所在地		佐伯市東浜1番38号
	建設年月		(着工)平成12年10月 (竣工)平成15年3月
	ガス化 溶融施設	処理能力	110t/日(55t/24h×2炉)
		処理対象	燃えるごみ、破碎・選別処理残さ等
		処理方式	全連続シャフト炉式ガス化溶融方式
		余熱利用	蒸気タービン発電 [1,600kW]
	リサイクル プラザ	処理能力	33t/5h
処理対象		燃えないごみ、資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)、粗大ごみ	
処理方式		破碎、選別、圧縮処理	

○ 最終処分施設の概要

佐伯 一般廃棄物 最終処分場	所在地		佐伯市大字長良字沖ノ島
	埋立 処分場	供用開始	昭和58年5月
		埋立面積	27,483 m ²
		埋立容量	114,729 m ³
		残余容量	24,780 m ³ (令和5年3月31日現在)
		埋立対象物	溶融飛灰、ガレキ類
	埋立方法	セル方式、準好気性埋立	
浸出水 処理施設	処理能力	145 m ³ /日	
	処理方法	(流入) → 接触曝気 → 凝集沈殿 → 砂ろ過 → 活性炭吸着 → 滅菌 → (放流)	
蒲江 一般廃棄物 最終処分場	所在地		佐伯市蒲江大字蒲江浦1222番地3
	埋立 処分場	供用開始	平成13年4月
		埋立面積	4,300 m ²
		埋立容量	25,000 m ³
		残余容量	14,604 m ³ (令和5年3月31日現在)
		埋立対象物	焼却残さ、ガレキ類
	埋立方法	サンドイッチ・セル方式、準好気性埋立	
浸出水 処理施設	処理能力	35 m ³ /日	
	処理方法	(流入) → カルシウム除去 → 接触曝気 → 膜処理 → 活性炭吸着 → キレート処理 → 滅菌 → (放流)	

4 ごみ処理実績

(1) ごみ排出量の推移

本市におけるごみの排出量は、多少の増減はありますが、やや減少傾向で推移しています。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
① 処理人口(9月末)	人	72,044	70,918	69,850	68,662	67,422
② 世帯数(9月末)	世帯	33,397	33,397	33,345	33,298	33,108
③ ごみの総排出量(④+⑤)	t/年	25,304	25,955	25,200	24,953	24,809
④ 家庭系ごみ排出量	t/年	18,800	19,252	18,996	18,716	18,504
⑤ 事業系ごみ排出量	t/年	6,504	6,703	6,204	6,237	6,305
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	715	744	745	747	752

※ 1人1日当たりの排出量 = ④家庭系ごみ排出量 ÷ ①処理人口 ÷ 365日

ごみ排出量の推移

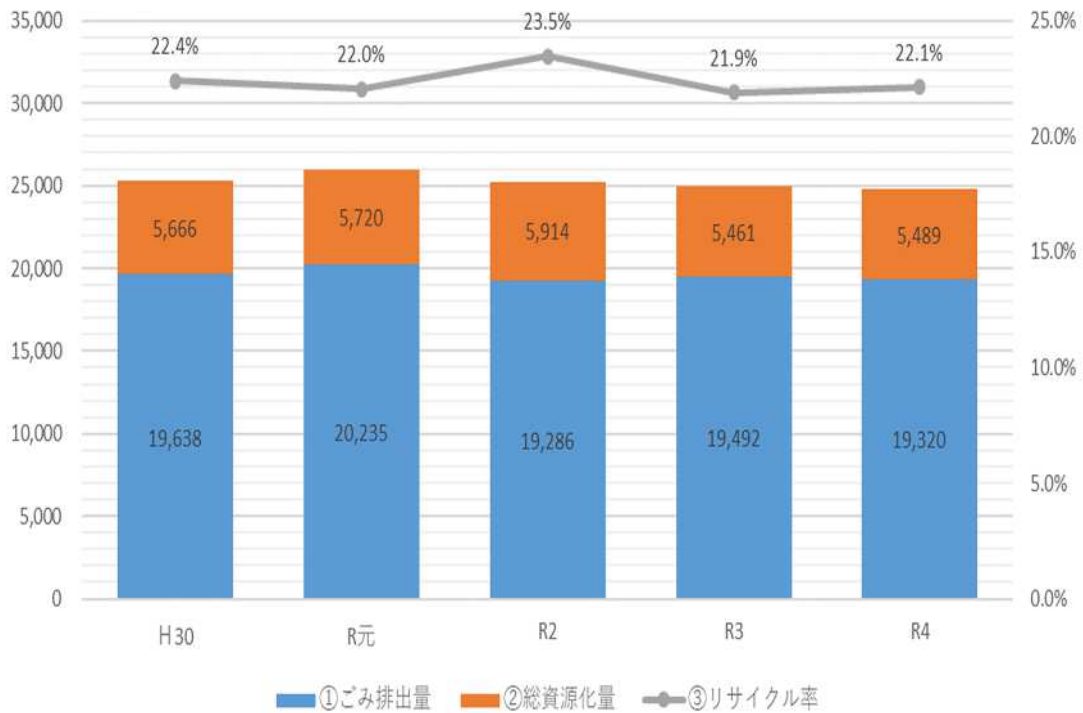


(2) リサイクル率の推移

本市における総資源化量^{※1}及びリサイクル率^{※2}は、ほぼ横ばいで推移しています。

		単位	H30	R元	R2	R3	R4
①ごみ排出量		t/年	25,304	25,955	25,200	24,953	24,809
②総資源化量		t/年	5,666	5,720	5,914	5,461	5,489
直接資源化量	資源物(紙類・布類)	t/年	1,189	1,143	1,107	1,090	1,086
	(抽出)紙類・布類	t/年	8	7	5	4	8
	資源物(小型家電)	t/年	28	24	24	23	20
焼却施設	溶融スラグ	t/年	3,144	3,244	3,288	3,079	3,124
	溶融メタル	t/年	558	558	721	585	574
リサイクルプラザ	古鉄	t/年	266	252	270	234	221
	スチール缶プレス	t/年	45	43	42	39	36
	アルミ缶プレス	t/年	85	84	89	87	93
	ガラスカレット	t/年	224	242	217	175	177
	有害物(乾電池・蛍光灯)	t/年	3	12	16	12	11
	リターナブルビン	t/年	1	1	0	0	0
	ペットボトル	t/年	115	110	134	132	138
	その他(羽毛布団)	t/年	0	0	1	1	1
③リサイクル率		—	22.4%	22.0%	23.5%	21.9%	22.1%

ごみの排出量とリサイクル率の推移



※1) 総資源化量 : 分別収集による「資源ごみ」やごみ処理施設で回収した資源物(溶融スラグや溶融メタル)の総量を示します。

※2) リサイクル率 : ごみ排出量(家庭系・事業系)に対する総資源化量の割合です。

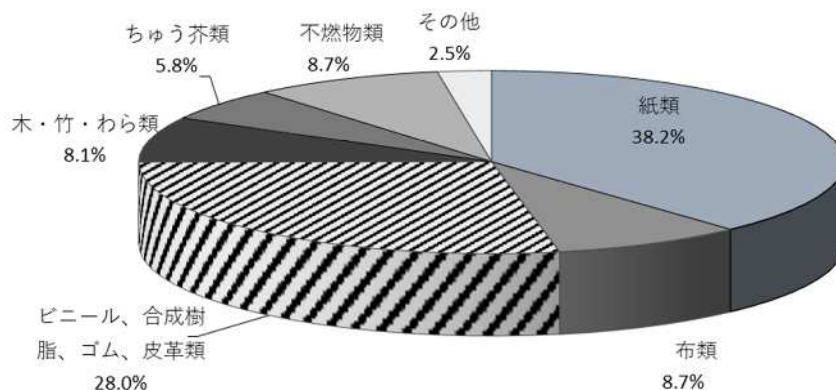
(3) ごみの性状

エコセンター番匠において実施したごみ質調査における本市のごみの性状は、次のとおりです。ごみの組成は、「紙類」、「ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類」、「布類」、「不燃物類」、「木・竹・わら類」、「ちゅう芥類」の順に高い割合を占めています。

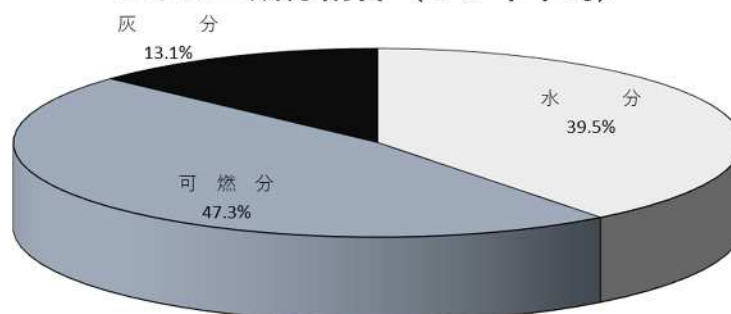
■ ごみの性状

項 目			年度平均値 (平均)	年度平均値 (最大)	年度平均値 (最小)	年度平均値					
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ごみの種類組成	紙類	%	38.2	41.9	36.3	37.0	41.9	36.3	38.5	37.1	38.3
	布類	%	8.7	12.2	5.2	8.9	6.2	12.2	5.2	10.3	9.5
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	28.0	30.4	25.3	25.3	28.4	27.3	30.4	26.7	29.9
	木・竹・わら類	%	8.1	9.9	6.7	9.9	7.8	7.3	8.1	8.7	6.7
	ちゅう芥類	%	5.8	6.9	5.0	6.1	6.9	6.4	5.2	5.5	5.0
	不燃物類	%	8.7	10.0	6.8	9.5	6.8	8.3	10.0	9.0	8.5
	その他	%	2.5	3.3	2.0	3.3	2.0	2.1	2.7	2.7	2.1
水分	%	39.5	42.1	37.5	39.5	39.5	37.5	42.1	39.8	38.7	
可燃分	%	47.3	49.4	44.1	45.8	48.7	49.4	44.1	46.8	49.0	
灰分	%	13.1	14.6	11.7	14.6	11.7	13.1	13.7	13.4	12.3	
低位発熱量	kJ/kg (kcal/kg)	7,928	8,350	7,267	7,650	8,192	8,350	7,267	7,825	8,283	
単位容積重量	kg/m ³	166.1	183.3	149.2	183.3	170.8	170.8	149.2	164.2	158.3	

ごみの組成割合（6か年平均）



ごみの三成分割合（6か年平均）



(4) 最終処分量の推移

エコセンター番匠の溶融飛灰や市内で発生したガレキ類は佐伯一般廃棄物最終処分場及び蒲江一般廃棄物最終処分場で埋立処分しています。

最終処分量は、約 1,100 t 程度で推移しています。令和 3～4 年度は地震によるガレキ類により蒲江一般廃棄物処分場の処分量が増加しました。

また、旧町村の焼却炉では処分できなかった燃えないごみや焼却灰等を掘り起こし、エコセンター番匠で溶融処理を行い、最終処分量の減量化を行っています。

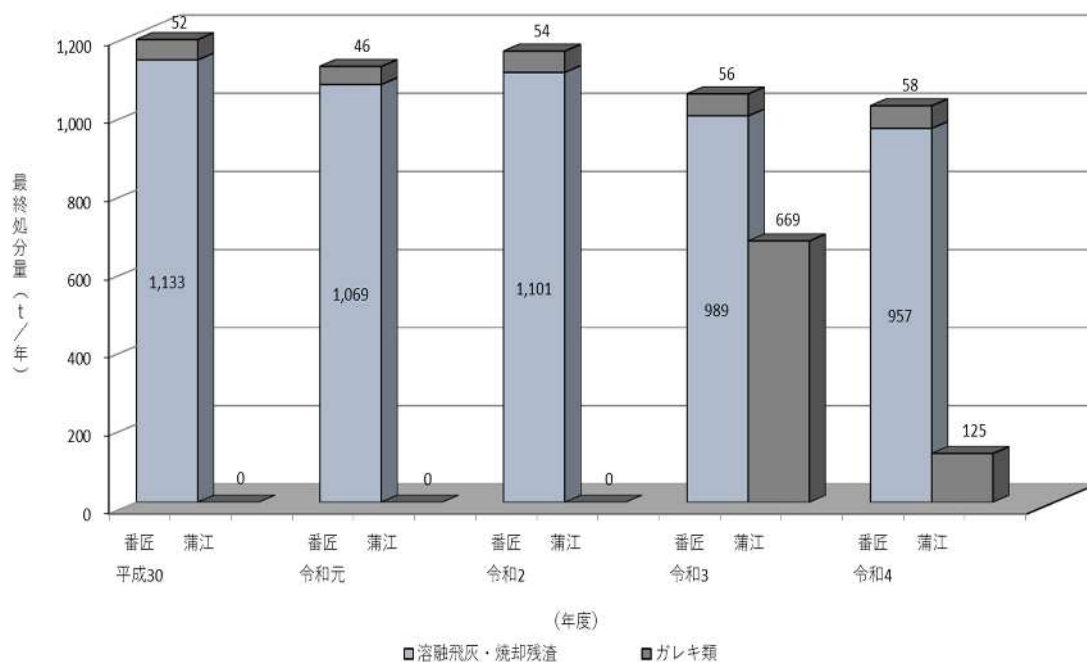
■ 佐伯一般廃棄物最終処分場における最終処分量

	単位	年 度				
		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
飛灰	t/年	1,133	1,069	1,101	989	957
ガレキ	t/年	52	46	54	56	58
(合 計)	t/年	1,185	1,116	1,155	1,046	1,015

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

■ 蒲江一般廃棄物最終処分場における最終処分量

	単位	年 度				
		平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
ガレキ	t/年	0	0	0	669	125



■ 掘り起こしごみ処分量推移

	単位	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
掘り起こしごみ	t/年	1,692	1,642	1,852	1,741	1,652

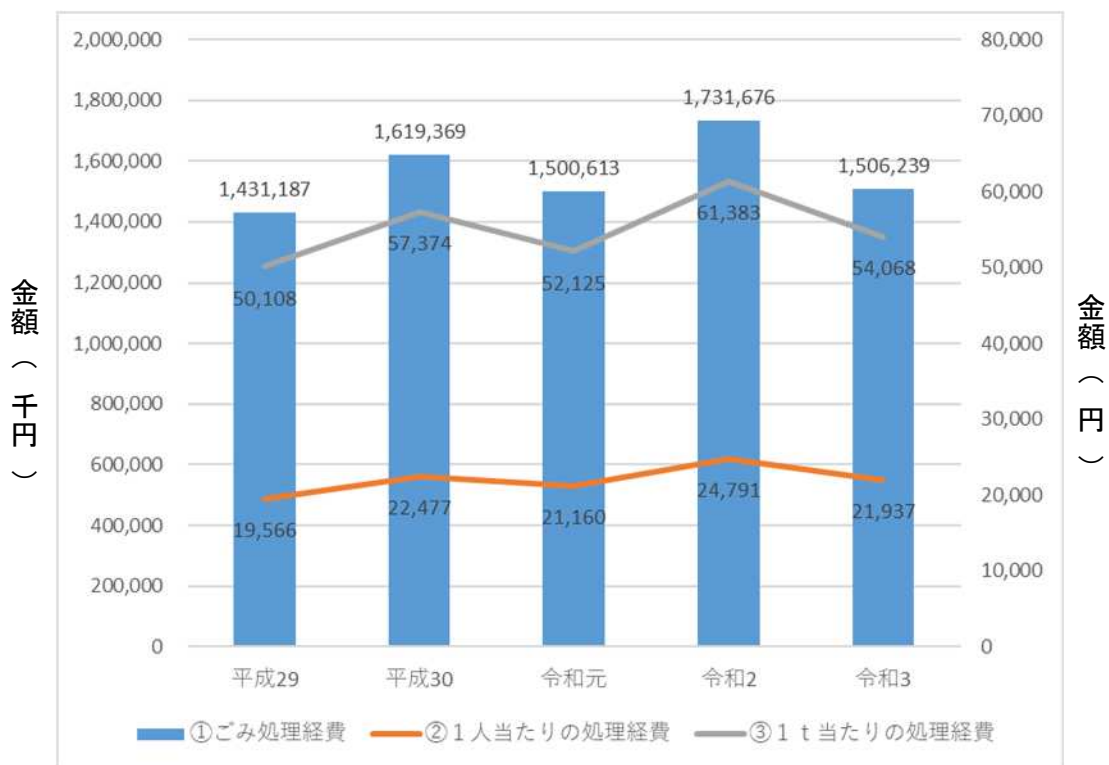
5 ごみ処理経費の推移

本市のごみ処理に係る経費の推移は、次のとおりです。

令和3年度のごみ処理経費は 1,506,239 千円でした。多少の増減はありますが、増加傾向となっています。

	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3
委託費	685,775	748,510	733,760	767,013	725,930
処理費	528,333	593,964	557,088	495,509	565,241
人件費	164,498	165,284	161,544	170,555	164,979
施設整備費	1,782	53,238	0	243,794	0
車両等購入費	8,518	10,379	0	8,635	13,531
調査研究費	943	2,527	3,714	4,221	0
その他	41,338	45,467	44,507	41,949	36,558
①合計	1,431,187	1,619,369	1,500,613	1,731,676	1,506,239
人口（人）※9月末	73,147人	72,044人	70,918人	69,850人	68,662人
ごみ処理量	28,562t	28,225t	28,789t	28,211t	27,858t
②1人当たりの処理経費	19,566円	22,477円	21,160円	24,791円	21,937円
③1t当たりの処理経費	50,108円	57,374円	52,125円	61,383円	54,068円

ごみ処理経費と1人・1t当たりの処理経費の推移



6 施策評価

第1次計画における施策について、これまでの取組を以下のとおり評価しました。
今後の方向性に基づき、事業の見直しを行いながら取り組んでいきます。

取組 評価	○：取組が実施できている △：取組が概ね実施できている ×：取組が不十分である	成果	○：目標を十分達成している △：目標に向け施策・事業が進んでいる ×：目標達成への効果が不十分である
------------------	---	-----------	--

	施 策	取 組 内 容	取組 評価	成果	今後 の方 向性
排出 抑制	レジ袋の削減とマイバグの普及	マイバグ持参率 80%以上を目標にレジ袋削減の取組を実施。令和元年度の本市におけるマイバグ持参率は平均 84.1%（大分県平均 83.6%）であった。令和2年7月から全国で有料化が開始された。	○	○	終了
	環境教育及び啓発活動の推進	市報、ケーブルテレビ等を活用した啓発活動や施設見学の小学生を対象に環境教育・環境学習を行った。	△	△	一部見直し
	過剰包装削減の取組	市報等を通じて啓発を行った。	×	×	見直し
	生ごみに関する減量化の推進	家庭の生ごみを減量するため、生ごみ処理容器の購入補助、キエーコの支給及び貸与を行った。また食育イベント等で生ごみリサイクルのPR活動を行った。	○	△	一部見直し
	“もったいねえ”を合言葉にした再使用の推進	市報等を通じた市内リユース店舗の紹介、ジモティーとの協定締結を行った。	○	△	一部見直し
再使用、 再生利用の 推進	リサイクル紙とる？	家庭ごみ収集日程表、市報、ケーブルテレビ等により啓発活動を行った。	○	△	継続
	リサイクルの推進	市報、ケーブルテレビ等を活用した啓発活動を行った。	○	△	一部見直し
	家庭ごみの正しい分別と排出マナーの向上	家庭ごみ収集日程表、市報、ケーブルテレビ等により啓発活動を行った。	○	○	継続
	小型家電の分別回収の取組	小型家電の分別回収によるリサイクルが促進された。また、リネットジャパンとの協定を締結し、パソコン等の訪問回収も市で回収可能となり市民の利便性もあがった。	○	○	継続

7 課題

平成30年度から令和4年度までのごみ排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。

本市は、今後も人口減少が予測されるものの、高齢化による単身世帯の増加など世帯の細分化により、ごみ排出量の増加が考えられ、「排出量削減」の目標達成は困難な見込みです。

しかしながら、今後ごみ排出量の減量を推進することにより、中間処理費の削減、最終処分量の減少、施設の延命など様々なメリットがあります。佐伯オーガニックシティエコプラン第2次佐伯市環境基本計画の柱である“ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち”を実現していくためにも、市民・事業者・行政の協働によってごみの減量化を進めていくことが大切です。

ごみの排出量の削減を図るために、ごみをもらわない、ごみを作らない、出さない工夫をし、そしてごみになったものは最大限再使用、再生利用する“4R”を推進していく必要があります。

(1) ごみ発生回避（リフューズ）

スーパー、コンビニエンスストアではレジ袋や割りばし、過剰包装など、不要と思われるものは断り、不要なパンフレットや広告物は受入を拒否するなどごみの原因となるものを持ち込まない工夫や、計画的な買い物をし、必要な物・量を購入する。ごみになるものは買わないなどの啓発活動を行う必要があります。

(2) ごみの排出抑制（リデュース）

本市においては、これまでも生ごみ処理機の購入費用への補助や生ごみ処理容器（ミニキエーロ・ベランダ de キエーロ）の支給及び貸与による生ごみの自家処理促進、市報やケーブルテレビを活用したごみの排出抑制についての市民への広報活動等を実践してきました。これらの取組は、市民のごみの排出抑制に対する意識の向上にある程度の効果があったと考えられます。

今後とも、更にごみの排出抑制（リデュース）を行うため、ごみ減量等に関する啓発活動を行う必要があります。

(3) 再使用（リユース）

不用品バザーやフリーマーケット又はリターナブルビンの使用等リユースへの取組の幾つかは、既に市民の方々が自発的に行っているごみ減量化に向けての行動のひとつです。

本市では、令和3年1月に「株式会社ジモティー」と市内のリユース活動の促進と環境負荷の少ない循環社会の形成を目的とした連携協力締結しています。

今後も物を大切にすることや、いらなくなっても使えるものは誰かに使ってもらおうといった再使用（リユース）の推進のための啓発活動を行う必要があります。

(4) 再生利用（リサイクル）

本市のリサイクル率は、平成30年度から令和4年度では平均22%で推移しています。ごみ質調査の結果では、ここ数年は紙類が全体の4割程度を占めており、更なる紙リサイクルの推進が必要です。

「資源ごみ（資源物）」の再生利用（リサイクル）を更に推進していくためには、ごみの分別排出と排出時のマナーの徹底を図り、市民や事業者の意識向上に努めていかなければなりません。

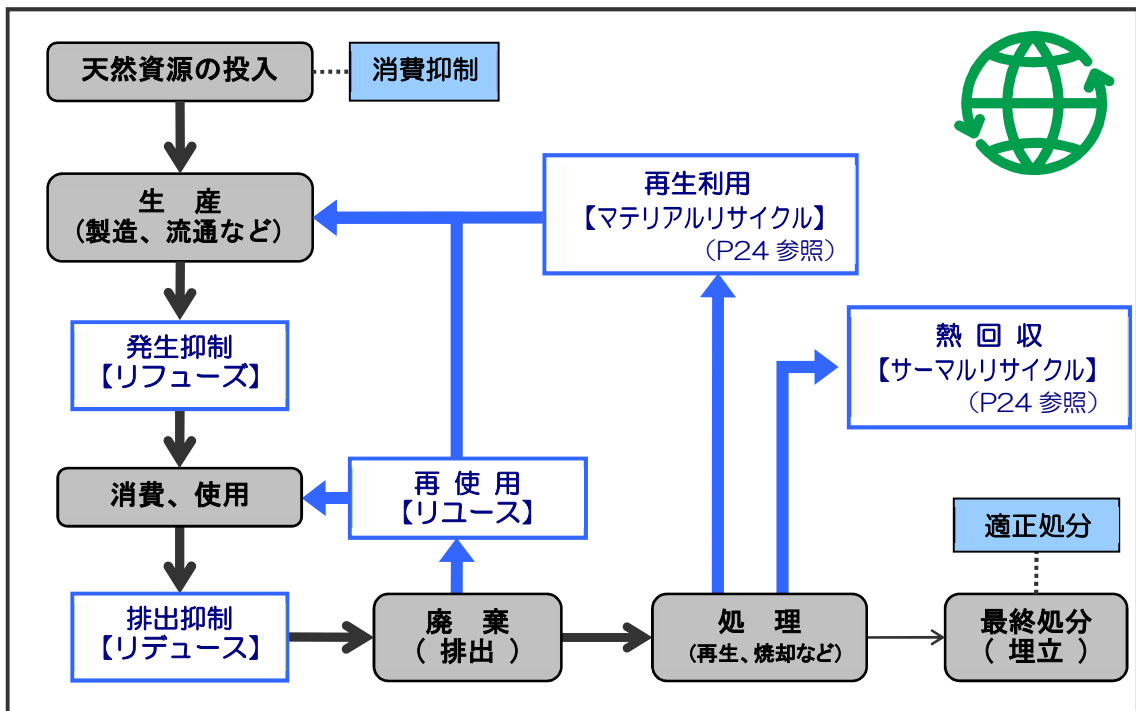
第3章 ごみ処理基本計画

1 計画の基本方針

本市における一般廃棄物(ごみ)処理の基本方針は次のとおりとし、循環型社会の形成に取り組んでいきます。

- (1) まず、ごみ自体の量を減らす発生抑制(リフューズ[※])、排出抑制(リデュース)を行う。
- (2) 次に、発生したごみの中から使えるものを再使用(リユース)する。
- (3) さらに、再使用ができないごみは、最大限の再生利用(リサイクル)を行う。
- (4) 最後に、再使用や再生利用もできないごみに限り焼却処理を行い、効率的かつ有効的な方法で熱回収を行う。
- (5) 一方、焼却処理後に発生する残さについては、できるだけ再資源化を行い、最終処分量の削減を行う。

■ 循環型社会のすがた



※) リフューズ：スーパー、コンビニではレジ袋や割り箸、過剰包装など、不要と思われるものは断り、ごみの発生を抑制することです。

2 計画の目標

○ ごみ排出量の削減目標（発生抑制、排出抑制）

ごみ排出量を令和4年度に比べ、令和20年度に24.6%以上削減することを目標とします。

	実績	目 標			
	令和4年度	令和6年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
ごみ排出量 ①+②	24,809 t	23,891 t	22,232 t	20,436 t	18,696 t
①家庭系ごみ 排出量（年）	18,504 t	17,544 t	16,077 t	14,416 t	12,797 t
②事業系ごみ 排出量（年）	6,305 t	6,347 t	6,155 t	6,020 t	5,899 t
削減率	—	3.7%	10.4%	17.6%	24.6%
削減量	—	918 t	2,577 t	4,373 t	6,113 t

※1 t 数以下の数字により合計が一致しない場合があります。

ごみ排出量（令和4年度以降は目標値）

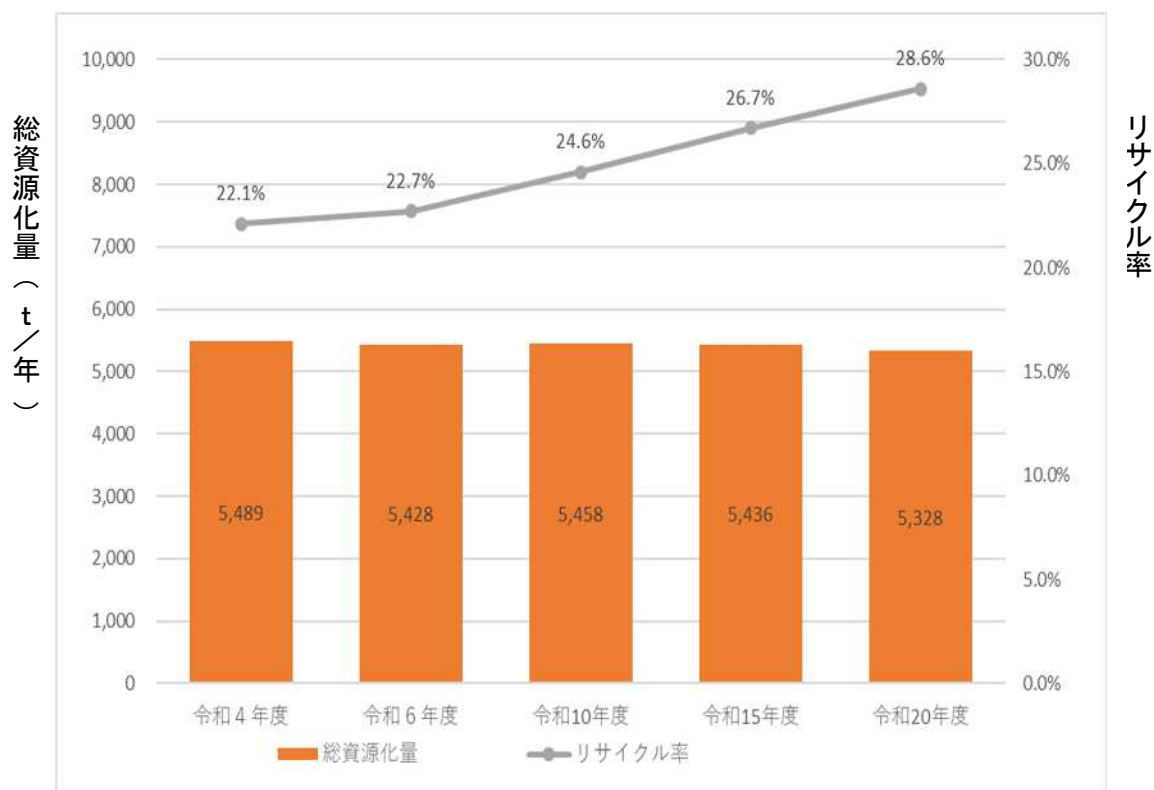


○ リサイクル率の目標（再使用、再生利用）

リサイクル率を引き上げます。
22.1% (令和4年度) ⇒ 28.6% (令和20年度)

	実績	目 標			
	令和4年度	令和6年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
リサイクル率 ※1	22.1%	22.7%	24.6%	26.7%	28.6%
総資源化量 ※2	5,489 t	5,428 t	5,458 t	5,436 t	5,328 t

リサイクル率と総資源化量（令和4年度以降は目標値）



- ※1) リサイクル率 : ごみ排出量（家庭系・事業系）に対する総資源化量の割合です。
 ※2) 総資源化量 : 分別収集による「資源ごみ」やごみ処理施設で回収した資源物（溶融スラグや溶融メタル）の総量を示します。

○ 最終処分量の削減目標

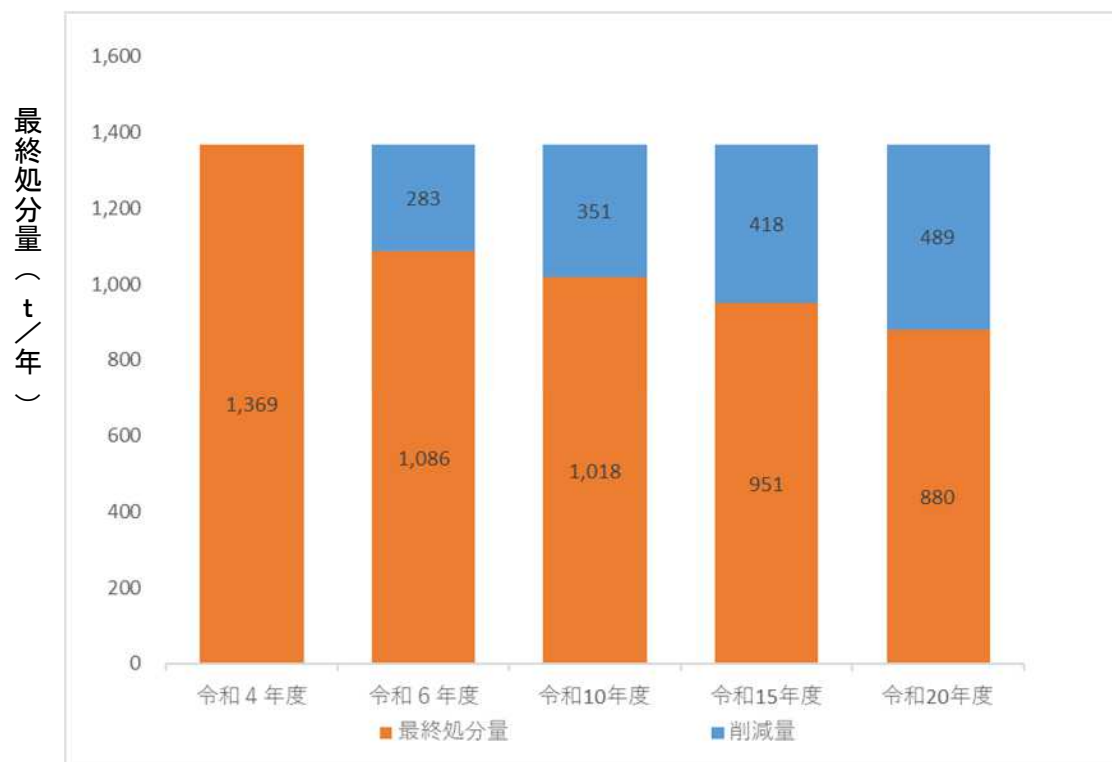
最終処分量を削減します。

1,369 t (令和4年度) ⇒ 880 t (令和20年度)

	実績	目 標			
	令和4年度	令和6年度	令和10年度	令和15年度	令和20年度
最終処分量	1,369	1,086 t	1,018 t	951 t	880 t
削減量	—	283 t	351 t	418 t	489 t
削減率	—	20.7%減	25.6%減	30.5%減	35.7%減

※令和4年度実績は、地震によるガレキ処理（183 t）含まれており、多くなっています。

最終処分量と削減量（令和4年度以降は目標値）



3 目標達成のための施策

令和 20 年度のごみ排出量を、令和 4 年度実績の 24,809 t から 18,696 t に削減することを計画目標とします。

ごみ減量の目標達成に向けた具体的な取組は次のとおりです。

○ 排出抑制

リフューズの推進

市 民

事業者

市民は商品を購入する際、使い捨て商品を選ばず、マイバッグを持参するとともに、自発的に必要以上の包装を断り、リフューズを心がけるよう、市民への啓発及び事業者への協力依頼に努める。

※リフューズ：不要なものやごみになるものを受け取らない、拒否することで廃棄物を発生させないこと

環境教育及び啓発活動の推進

市 民

事業者

行 政

市内の幼稚園、小学生等を対象に、施設見学の受入れや生ごみリサイクル菌ちゃん野菜作り授業を実施し、ごみの分別やリサイクルについて学習する活動を継続します。

また市民を対象とした出張講座や各種イベントでの啓発活動を推進します。

過剰包装削減の取組

市 民

事業者



市民は商品を購入する際、自発的に必要以上の包装を断わり、また事業者は自主的に包装を簡素化するよう、市民への啓発及び事業者への協力依頼を積極的に行います。

生ごみに関する減量化の推進

市 民

行 政

家庭から排出される生ごみのたい肥化や自家処理に取り組める「生ごみ処理容器の購入補助」や「生ごみリサイクル菌ちゃん野菜作りチャレンジ事業」を展開し、生ごみの減量化を推進します。

○ 再使用、再生利用の推進

「もったいねえ」を合言葉にした再使用を推進

市 民

事業者

行 政

不必要なものを購入しない、ものを大切にし、まだ使用できるものを安易にごみとして排出しないなど、「もったいねえ」を合言葉に、市民がリユースに取り組める情報を発信します。



リサイクル紙とる？ ～リサイクルできる紙類をしっかりと分別しよう～

市民

事業者

行政

新聞チラシ・ダンボール・その他の紙類を「資源物」としてリサイクルするため、「リサイクル紙とる？」を合言葉に、引き続き分別方法の周知徹底及びリサイクルの推進に努めます。

「資源物」のリサイクルの推進

市民

事業者

行政

新たに令和6年度から資源物となる布類の対象範囲を拡大したため、今までの資源物（ビン・カン・ペットボトル等）も含めた「わかりやすい資源物の分別方法」や、「分別マナーの徹底に向けた啓発活動」に取り組めます。



家庭ごみの正しい分別と排出マナーの向上

市民

行政

リサイクル率の更なる向上に向け、市民に正しい分別・排出マナーを徹底するため、分かりやすい分別パンフレット等の配布やケーブルテレビを使った啓発番組の放送など、排出マナー向上に向けた取組を継続します。

また、市民を対象としたごみ減量・分別等に関する講演会の開催や各種イベントでの啓発に取り組めます。

小型家電の分別回収の取組

市民

行政

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、小型家電の分別回収によるリサイクルを推進します。

ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）のまちづくり

市民

事業者

行政

令和5年3月15日に佐伯市議会議員政策研究会から「佐伯市における廃プラスチック問題について～SDGs達成・循環型社会をめざして～」の提言書が提出されました。この提言書の38ページには、2030年の中間目標として「生ごみ及びプラスチック製容器包装の分別回収」が記載されていますが、その収集運搬とリサイクル処理には新たに多額の費用が必要となるため、財源確保も含めた調査研究を行います。

4 ごみの分別区分

令和6年度から家庭ごみの資源物の布類の対象を拡大しました。

■ 分別区分（令和6年度）

分別区分		主な対象例	
家庭ごみ	燃えるごみ	生ごみ、小さな木くず（大きさ指定あり）、ゴム製品類、プラスチック類、革製品類、座布団、リサイクルできない紙や布類等	
	燃えないごみ	金属製品類、ガラス類、陶磁器類、布団、じゅうたん等	
	粗大ごみ	大型家具類（たんす、棚、ベッド、ソファ、テーブル）自転車、電動アシスト自転車等	
	資源物	飲食用のビン・カン・ペットボトル	清涼飲料水（お茶、ジュース等）、アルコール類（ビール、ワイン等）、調味料類（しょうゆ、みりん、お酢等）の空容器
		古紙（新聞）	新聞紙、折込チラシ
		古紙（ダンボール）	宅配便の外箱、缶ビールの外箱、家電製品の外箱等
		古紙（その他の紙類）	古本、古雑誌、包装紙、菓子箱、カレンダー等 （※写真、銀紙、油紙、窓付き封筒、ノーカーボン紙、ファックス用紙、缶ビールの6缶パック紙を除く）
		布類（リサイクル可能なもの）	布製のタオル、タオルケット、衣類、毛布等 （※下着類、水着、着物、綿入りの製品、カーテンなどを除く）
		小型家電（使用済小型電子機器）	パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、家庭用ゲーム機等
	有害物（乾電池・蛍光灯）	アルカリ電池、マンガン電池、水銀式体温計、蛍光灯（蛍光管）	
ガレキ類	レンガ、コンクリートブロック、土、石 （※すべて少量のものに限る。）		
事業系ごみ	燃えるごみ（事業系一般廃棄物）	産業廃棄物以外の可燃物（生ごみ、紙くず、木くず）	
	飲食用のビン・カン・ペットボトル（あわせ産業廃棄物）	清涼飲料水（お茶、ジュース等）、アルコール類（ビール、ワイン等）、調味料類（しょうゆ、みりん、お酢等）の空容器	

5 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬に関する基本方針

家庭ごみの効率的な収集を行うため、粗大ごみや多量ごみを除き、市全域で統一したステーション方式による定期収集を行います。

引き続き、ごみの性状や排出量に応じた合理的な収集・運搬体制を今後も検討していきます。

(2) 収集・運搬区域の範囲

計画収集区域は、市全域を対象とし、家庭ごみの定期収集については、現行のまま4つの地域に分け、委託業者により行います。

(3) 収集・運搬の体制、及び運搬方法

区 分		収集方法	収集回数	収集形態	手数料
家庭ごみ	燃えるごみ	定期収集	1週間に2回	委託業者	有料(指定袋)
	燃えないごみ		4週間に1回		
	資源物		2週間に1回		無料
	飲食用のビン・カン・ペットボトル	定期収集			
	古紙(新聞)				
	古紙(ダンボール)				
	古紙(その他の紙類)				
	布類(リサイクル可能なもの)	拠点回収	随時(1週間に1回)	市直営	無料
	小型家電				
	有害物(乾電池・蛍光灯)	定期収集	1週間に2回	委託業者	無料
粗大ごみ	戸別収集 (大入島以外の離島を除く)	随時(予約制)	市直営	有料(シール)	
多量ごみ				有料	
動物の死体					
多量ごみ(屋内からの搬出を伴うもの)	許可業者が対応				
事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者が対応			
	飲食用ビン・カン・ペットボトル	許可業者が対応			
	魚介類残渣(へい死魚等)	許可業者が対応			
	木くず(流木等)				

※ 自己搬入分を除く。

6 中間処理計画

(1) 中間処理に関する基本方針

エコセンター番匠は、平成 15（2003）年に稼働を開始し、21 年目を迎えています。今後も本市が実施主体となり、計画的に中間処理（溶融・破碎・選別・圧縮処理及び再資源化等）をエコセンター番匠で行っていきます。

また、計画処理区域は市全域を対象とします。

エコセンター番匠の計画的な維持管理

エコセンター番匠の定期点検や延命化に向けた更新等をこれまでどおり行い、ごみの適正かつ安定した処理、維持管理に努めていきます。

資源物回収の推進

収集された「資源物」は、エコセンター番匠で更に選別(精選)を行い、資源の品質を下げるものとして好ましくない不適物や異物の除去を行っています。

今後も、排出されたごみを可能な限り再利用、再資源化することでリサイクル率の向上に努めていきます。

溶融処理による再資源化

エコセンター番匠のごみ処理（溶融処理）で発生するスラグ及びメタルは、全て再資源化しています。（スラグ：舗装工事等の路盤材や埋戻材、メタル：鉄源）

今後も、リサイクルの推進と最終処分量の削減のため、溶融処理による廃棄物の再資源化を引き続き行っていきます。

余熱の有効利用

エコセンター番匠では、ごみ処理をする際に発生する余熱を有効利用するため、ボイラーで蒸気を発生させて発電を行っています。発電した電力は施設に必要となる電力として利用し、余った電力は電力会社に売電しています。

今後も、余熱を有効に利用し、サーマルリサイクル（熱回収）を進めていきます。

(2) 中間処理の方法

中間処理の方法は、エコセンター番匠にて、下記のとおり行っていきます。

燃えるごみ	溶融処理
燃えないごみ	破碎、選別処理
資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別、圧縮処理
粗大ごみ	破碎、選別処理
有害物	選別、一時保管

7 最終処分計画

(1) 最終処分に関する基本方針

エコセンター番匠で発生する溶融飛灰やガレキ類は、佐伯一般廃棄物最終処分場及び蒲江一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行います。

また、最終処分場の浸出水処理施設の維持管理、覆土の実施、残余容量の把握など、定められた基準に従って最終処分場の維持管理を行います。

浸出水処理施設の計画的な維持管理

浸出水処理施設の各設備の老朽化が進んでいます。通常の点検や整備に加え延命化に向けた更新を計画的に行います。

(2) 最終処分の方法

埋立てによる最終処分を行います。埋立対象物は次のとおりです。

■ 最終処分の方法

	埋立対象物	最終処分の方法
佐伯一般廃棄物最終処分場	溶融飛灰 ガレキ類	埋立
蒲江一般廃棄物最終処分場		

(3) 最終処分の方法に関する検討

近年、全国的に見ても最終処分場を新たに建設、整備することは非常に困難であり、本市も例外ではありません。そのため、現在の最終処分場の埋立物の減量化を図ることで、できる限り延命化を図る必要があり、今後も引き続き地元との調整協議を進めていきます。

あわせて、今後の最終処分のあり方を考えた場合、埋立てによる最終処分の方法によらず、セメント原料や山元還元[※]による再資源化技術が進歩してきていることから、再資源化に向けた調査、検討を進めます。

(4) 最終処分場の跡地利用

最終処分場の埋立てが終了した場合は、適正に維持管理した後に閉鎖します。跡地の利用については、地元住民等と十分に協議し有効に活用します。

※) 山元還元：溶融飛灰に含まれる鉛、カドミウムなどの非鉄金属を非鉄製錬技術で単一物質に還元し、資源化する処理方法です。

8 ごみ処理に係るその他の計画

プラスチック製容器包装の取扱いについて

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会によると、令和3年度の市町村からの引取量 68.6 万トンのうち、**マテリアルリサイクル***1は 36.7 万トン(約 53%)、**ケミカルリサイクル***2は、31.9 万トン(約 47%)となっています。

令和4年4月1日に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチック排出抑制並びに回収及び再資源化による循環型社会への移行が推進されており、また、令和5年3月15日には、佐伯市議会議員政策研究会から「佐伯市における廃プラスチック問題について」の提言書が提出されました。

現在、エコセンター番匠では、既にごみ処理をする際に発生する余熱を有効利用して発電を行う**サーマルリサイクル***3を行っていることから、当面は「プラスチック製容器包装」を燃料として熱回収によるリサイクルを行いながら、「プラスチック製容器包装」に関するマテリアルリサイクルの技術の動向や分別回収を行った場合のコスト等を総合的に勘案しながら、分別回収の実施について調査・研究していきます。

■ プラスチック容器包装の再商品化及び残さ処理の内訳（令和3年度実績）

	再商品化製品利用製品	販売量 (t)	構成比
マテリアルリサイクル	再生樹脂	85,706	46.90%
	パレット	58,511	32.00%
	資材、擬木、その他	38,488	21.10%
	合計	182,705	100.00%
ケミカルリサイクル	コークス炉化学原料化	217,848	77.73%
	高炉還元剤として消費	28,770	10.27%
	ガス化（アンモニア合成の原料、熱利用）	33,633	12.00%
	合計	280,250	100.00%

	残さの処理方法	処理量(t)	構成比
マテリアルリサイクル	RPF化	89,902	47.38%
	工業用燃料化（セメント、石灰等）	54,898	28.93%
	焼却エネルギー回収（焼却発電を含む）	40,654	21.43%
	その他	4,293	2.26%
	合計	189,747	100.00%
ケミカルリサイクル	工業用燃料化（セメント、石灰等）	5,745	63.50%
	RPF化	1,348	14.90%
	焼却エネルギー回収（焼却発電を含む）	1,228	13.57%
	単純焼却、その他	727	8.03%
	合計	9,048	100.00%

出典：(公財)日本容器包装リサイクル協会ホームページ

- ※1) マテリアルリサイクル：材料リサイクルとも言われ、不要になったものや資源となる廃棄物を新しい製品の材料や原料として再利用することです。
- ※2) ケミカルリサイクル：分解などの化学的工程により別の再商品化製品の原材料として利用することです。
- ※3) サーマルリサイクル：ごみ処理の際に発生する熱エネルギーを回収し、再利用することです。

災害廃棄物の処理について

台風や大雨により市内の河川や海岸等で一時的に発生した流木等は、大分県や関係機関と連携しながら許可業者等による適正な処理と再資源化を推進します。

また、今後も災害廃棄物の対応については、地域防災計画や災害廃棄物の処理指針に基づき検討を行うほか、平成30年に策定された「佐伯市災害廃棄物（ごみ）処理計画」を基に取り組みます。

在宅医療廃棄物の取扱いについて

現在、在宅医療廃棄物^{*}については、収集・運搬業務やごみ処理に携わる作業員の安全確保のため、感染のおそれがない紙おむつや点滴パック、チューブ等のみを対象として回収しています。それ以外の注射針などの鋭利なものは、処方した病院や薬局などへの返却をお願いしています。

在宅医療廃棄物の受入れに当たっては、排出者における分別排出の徹底と収集・運搬やごみ処理に携わる作業員の安全確保、生活環境の保全上支障が生じないような適正な処理が図られなければなりません。

このため、在宅医療廃棄物の種類や感染の可能性に関する正確な情報と認識を持つことが必要であり、在宅医療患者の利便性等を考慮して行政、医療関係機関等が密接な連携を図り、今後も適正な収集・運搬や処理方法を確立できるように検討を行っていきます。^{*}在宅医療廃棄物：在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物です。

漂着ごみへの対応

漂着ごみは、漁業に支障をきたすほか、本市の景観資源である海岸部の環境保全の観点においても問題となっています。

風水害等により河川や海岸部に漂着した“漂着ごみ”の処理を迅速に行い、漁業災害の防止及び河川・海生動植物の保護並びに美しい河川及び海岸を守ることを目的として、平成21年7月15日に「海岸漂着物処理推進法」が公布・施行され、平成30年には一部改正されました。今後も、大分県や関係機関と連携しながら漂着ごみ対策を推進していきます。

また、漂着ごみの処理には多大な費用を要し、財政的な負担が大きいことから、国や県の補助制度等を積極的に活用していきます。

適正処理困難物への対応

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の3第1項の規定により、次の4つが適正処理困難物として大臣から指定されています。

- ① 廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）
- ② 廃テレビ受像器（25型以上の大きさのものに限る。）
- ③ 廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）
- ④ 廃スプリングマットレス

上記①は、販売事業者や廃棄物処理法に基づく再生利用認定を受けた事業者で適正な処理をすることとし、上記②と③は、家電リサイクル法に基づく回収システムが確立されており、また、上記④については、エコセンター番匠での処理が可能です。

なお、上記以外の本市での適正処理が困難な物については、適正処理困難物として指定することとし、販売者等[※]での適正な処理を推進していきます。

※ 販売者等については、販売者又は、令和5年2月3日付け環循適発第2302031号「専ら再生利用の目的となる廃棄物の取扱いについて（通知）」で示されている「再生利用の目的となる廃棄物の処分を行う者」に該当する者となります。

事業系ごみの減量化・資源化の推進について

事業系の木くず（流木等）・剪定枝・刈草・魚介類残渣（へい死魚等）については、エコセンター番匠で処分せずに、民間施設等を活用した再資源化が図れるよう検討を行います。

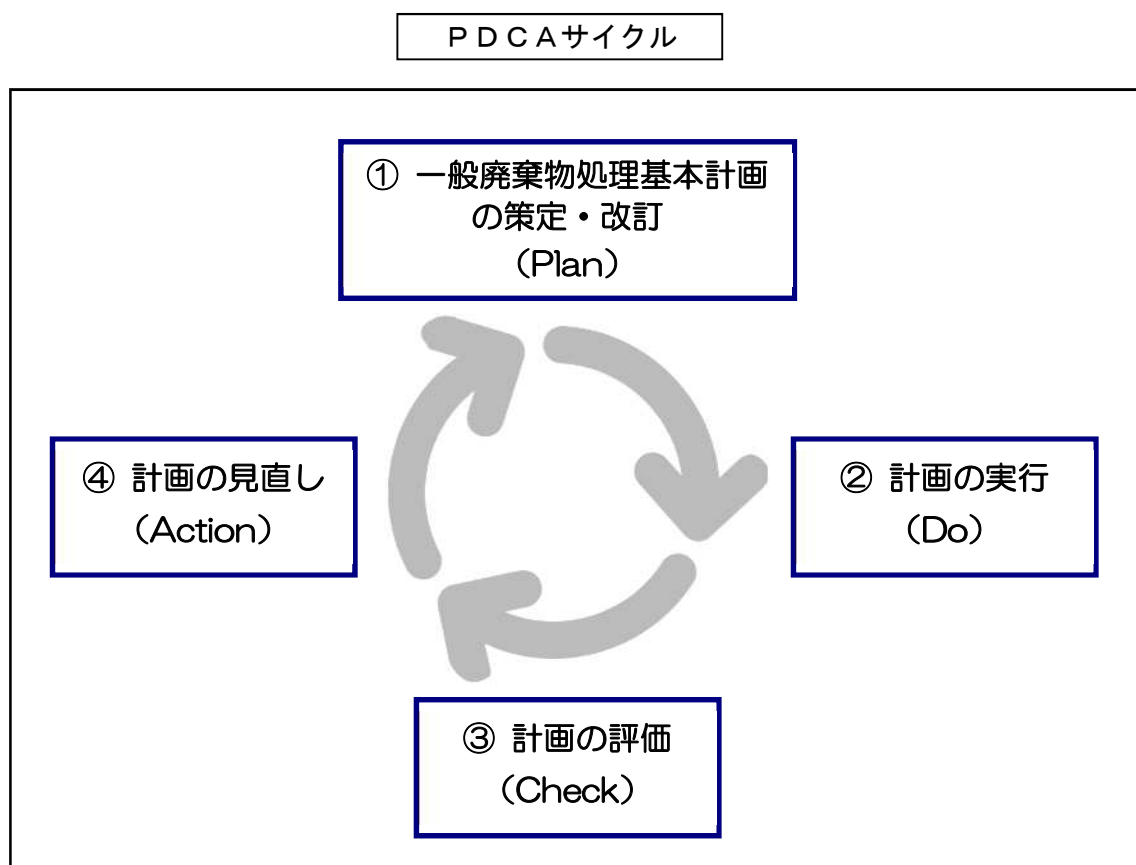
また、事業系食品廃棄物の減量化・再資源化を促進するため、具体的な取組事例や再資源化ルート等の情報提供を行い、食品廃棄物のリサイクルに向けた事業者の自主的な取組を支援します。

9 計画の進行管理

○ PDCAによる進行管理

ごみ減量化等の目標値を達成していくためには、取組状況等を定期的に評価し、計画の見直しを行うことが必要です。

この考えに基づき、今回の見直し以降も、Plan(策定)、Do(実行)、Check(評価)、Action(見直し)のPDCAサイクルにより、継続的に改善を図っていきます。



資 料 編

ごみ排出量(将来予測)

項目	単位	実績値																	計画値				
		平成30 年度(実績値)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20		
人口	人	72,044	70,918	69,850	68,682	67,422	65,883	63,943	62,204	61,121	60,037	58,954	57,870	56,787	55,748	54,710	53,671	52,633	51,594	50,584	49,575	48,565	
家庭系	t/年	14,530	14,775	14,479	14,135	13,952	13,809	13,576	13,334	13,223	13,078	12,969	12,791	12,671	12,554	12,422	12,281	12,135	11,986	11,843	11,699	11,549	
燃えるごみ	t/年	1,197	1,150	1,112	1,094	1,094	1,083	1,072	1,054	1,045	1,034	1,025	1,011	1,002	993	983	972	960	949	938	926	915	
資源物(紙類・布類)	t/年	366	336	266	258	244	242	237	233	231	229	227	224	222	220	217	215	212	210	207	205	202	
新聞	t/年	564	556	557	539	534	529	520	510	506	501	496	490	485	480	475	470	464	459	453	448	442	
その他の紙類	t/年	259	251	284	293	308	305	300	294	292	289	286	282	280	277	274	271	268	265	261	258	255	
段ボール	t/年	8	7	5	4	8	8	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
古布	t/年	1,121	1,177	1,292	1,286	1,282	1,269	1,247	1,225	1,215	1,202	1,192	1,175	1,164	1,154	1,141	1,128	1,115	1,101	1,088	1,075	1,061	
燃えないごみ	t/年	3	12	16	12	11	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	9	
有害物(乾電池、蛍光管)	t/年	742	741	733	724	734	726	714	701	696	688	682	673	667	660	654	646	638	631	623	615	608	
資源物(ビン・カン・ペット)	t/年	28	24	24	23	20	20	19	19	19	19	19	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	
資源物(小型家電)	t/年	1,161	1,365	1,333	1,399	1,285	1,272	1,250	1,228	1,218	1,205	1,194	1,178	1,167	1,156	1,144	1,131	1,118	1,104	1,091	1,077	1,064	
粗大ごみ	t/年	18	8	7	43	126	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
ガレキ類	t/年	18,800	19,252	18,996	18,716	18,504	18,200	17,901	17,582	17,436	17,246	17,101	16,867	16,709	16,555	16,381	16,195	16,003	15,808	15,619	15,429	15,232	
家庭系ごみ総排出量	t/年	6,437	6,629	6,159	6,198	6,256	6,335	6,284	6,222	6,173	6,104	6,094	6,065	6,100	6,056	6,005	5,960	5,938	5,917	5,896	5,873	5,841	
事業系	t/年	4	5	4	3	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
燃えるごみ	t/年	42	39	30	28	30	41	41	40	40	40	40	39	40	39	39	39	39	38	38	38	38	
燃えないごみ	t/年	13	13	6	4	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	
資源物(ビン・カン・ペット)	t/年	8	17	5	4	4	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	
粗大ごみ	t/年	6,504	6,703	6,204	6,237	6,305	6,398	6,347	6,285	6,234	6,165	6,126	6,116	6,116	6,065	6,020	5,997	5,977	5,955	5,932	5,899	5,867	
ガレキ類	t/年	25,304	25,955	25,200	24,953	24,809	24,598	24,248	23,866	23,671	23,411	23,256	22,982	22,871	22,671	22,447	22,215	22,000	21,785	21,574	21,361	21,131	
家庭系事業系排出量合計	t/年	1,692	1,642	1,652	1,741	1,652	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	1,698	
関連施設	t/年	1,209	1,171	1,143	1,154	1,157	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	
掘起しごみ	t/年	14	15	11	6	7	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
排出ごみ	t/年	6	6	5	4	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
脱水汚泥	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
し漬	t/年	2,921	2,834	3,011	2,905	2,819	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	
ガレキ類(沈砂等)	t/年	28,225	28,789	28,211	27,858	27,628	27,365	27,015	26,634	26,438	26,178	26,023	25,760	25,638	25,438	25,214	24,982	24,767	24,552	24,341	24,128	23,898	
他市町村からの受入(燃えるごみ)	t/年	715	744	745	747	752	759	767	774	782	787	795	799	806	814	820	827	833	839	846	853	859	
燃えるごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他ごみ総排出量	t/年	2,921	2,834	3,011	2,905	2,819	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	2,767	
合計	t/年	28,225	28,789	28,211	27,858	27,628	27,365	27,015	26,634	26,438	26,178	26,023	25,760	25,638	25,438	25,214	24,982	24,767	24,552	24,341	24,128	23,898	
総処理量合計	t/年	715	744	745	747	752	759	767	774	782	787	795	799	806	814	820	827	833	839	846	853	859	
1人1日当たり排出量 ※家庭ごみのみ	(g)																						

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

ごみ処理量(将来予測)

Table with columns for '単位', '実績値', '計画値', and '処理量'. It contains detailed data for waste management from fiscal year 2020 to 2030, categorized by intermediate processing, disposal, and final disposal.

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

ごみ排出量(目標値)

ごみ排出量(目標値)	単位	実績値										計画値									
		平成30 年度(1/1～3/31)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20
人口	人	72,044	69,850	68,682	67,422	65,683	63,943	62,204	61,121	60,037	58,954	57,870	56,787	55,748	54,710	53,671	52,633	51,594	50,584	49,575	48,565
家庭系	t/年	14,530	14,775	14,135	13,952	13,623	13,151	12,681	12,345	11,983	11,660	11,282	10,964	10,652	10,335	10,017	9,701	9,390	9,090	8,795	8,502
燃えるごみ	t/年	1,197	1,150	1,094	1,094	1,121	1,206	1,276	1,354	1,425	1,495	1,555	1,617	1,676	1,730	1,779	1,824	1,864	1,903	1,937	1,968
資源物(紙類・布類)	t/年	366	336	258	244	239	233	226	222	217	213	208	204	200	196	191	187	182	178	174	170
新聞	t/年	564	556	539	534	573	663	748	836	917	997	1,068	1,140	1,208	1,272	1,330	1,385	1,436	1,484	1,528	1,568
その他の紙類	t/年	259	251	293	308	302	284	286	280	274	269	263	257	252	247	241	236	230	225	219	214
段ボール	t/年	8	7	5	4	8	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
古布	t/年	1,121	1,177	1,292	1,286	1,256	1,223	1,188	1,166	1,142	1,120	1,093	1,071	1,050	1,027	1,004	981	958	936	914	891
燃えないごみ	t/年	3	12	16	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
有害物(乾電池、蛍光灯)	t/年	742	741	733	724	734	720	680	668	654	641	626	613	601	588	575	562	549	536	523	510
資源物(ビン・カン・ペット)	t/年	28	24	23	20	20	19	19	18	18	17	17	17	16	16	16	15	15	15	14	14
資源物(小型家電)	t/年	1,161	1,365	1,333	1,399	1,259	1,225	1,191	1,169	1,144	1,123	1,096	1,074	1,052	1,030	1,007	983	960	938	916	893
粗大ごみ	t/年	18	8	7	43	126	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
カレキ類	t/年	18,800	19,252	18,996	18,716	18,504	18,019	17,544	16,740	16,385	16,077	15,688	15,374	15,067	14,745	14,416	14,085	13,755	13,435	13,117	12,797
家庭系ごみ総排出量	t/年	6,437	6,629	6,159	6,198	6,256	6,335	6,284	6,222	6,173	6,104	6,065	6,100	6,056	6,005	5,960	5,938	5,917	5,896	5,873	5,841
事業系	t/年	4	5	4	3	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
燃えないごみ	t/年	42	39	30	28	30	41	41	40	40	40	39	40	39	39	39	39	38	38	38	38
資源物(ビン・カン・ペット)	t/年	13	13	6	4	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8
粗大ごみ	t/年	8	17	5	4	4	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
カレキ類	t/年	6,504	6,703	6,204	6,237	6,305	6,398	6,347	6,285	6,234	6,165	6,126	6,161	6,116	6,065	6,020	5,977	5,977	5,955	5,932	5,899
事業系ごみ総排出量	t/年	25,304	25,955	24,953	24,809	24,417	23,891	23,340	22,975	22,550	22,232	21,813	21,536	21,183	20,810	20,436	20,082	19,732	19,390	19,049	18,696
家庭系事業系排出量合計	t/年	1,692	1,642	1,652	1,741	1,652	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695	1,695
関連施設 掘起ごみ	t/年	1,209	1,171	1,143	1,154	1,157	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049	1,049
排出ごみ	t/年	14	15	11	6	7	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
し渣	t/年	6	6	5	4	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
カレキ類(沈砂等)	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他市町村からの受入(燃えるごみ)	t/年	2,921	2,834	3,011	2,905	2,819	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764	2,764
その他ごみ総排出量	t/年	28,225	28,789	28,211	27,858	27,828	27,182	26,655	26,104	25,739	25,314	24,996	24,578	24,300	23,947	23,574	23,200	22,846	22,496	22,154	21,813
総処理量合計	t/年	715	744	745	747	752	752	751	750	748	747	743	742	740	738	736	733	730	728	725	722
1人1日当たり排出量 ※家庭ごみのみ	(g)																				

※端数処理の関係で合計が一致しない場合があります。

いま、佐伯市では「さいきオーガニックシティ」の実現に向けて「ものを大切にし、安心して暮らせる循環型のまち」を目指しているんだ。

その実現のために大事な『4R』って知ってるかな？

- ・リフューズ (Refuse) ⇒ 発生回避(不要なものは断る)
- ・リデュース (Reduce) ⇒ 排出抑制(できるだけごみを出さない)
- ・リユース (Reuse) ⇒ 再使用(何回も繰り返し使う)
- ・リサイクル (Recycle) ⇒ 再資源化(分別し資源として循環する)

この4つのことばの頭文字に「R」がついてるから、『4R』っていうんだ。



ミニキエーロマン